



# 両親が不在となる「二次相続」を見据えたアドバイス

## ●小規模宅地等の特例の特定居住用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
	取得者	取得者等ごとの要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はなし
	2 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること
	3 上記1および2以外の親族	次の(1)から(6)の要件を全て満たすこと (1)居住制限納税義務者または非居住制限納税義務者のうち日本国籍を有しない者ではないこと (2)被相続人に配偶者がいないこと (3)相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた被相続人の相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人)がいないこと (4)相続開始前3年以内に日本国内にある取得者、取得者の配偶者、取得者の三親等内の親族または取得者と特別の関係がある一定の法人が所有する家屋(相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く)に居住したことがないこと (5)相続開始時に、取得者が居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有していたことがないこと (6)その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること
被相続人と生計を一にして被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	1 被相続人の配偶者	「取得者ごとの要件」はなし
	2 被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

(出所) 国税庁ホームページより

④死亡保険金の非課税  
 死亡保険金と死亡退職金については、それぞれ法定相続人1人あたり500万円の非課税枠が設けられている。例えば、一次相続で妻と子ども2人が法定相続人の場合、非課税枠は1500万円だが、二次相続では非課税枠が1000万円となる。

③相続税の基礎控除  
 相続税の基礎控除は「300万円+(600万円×法定相続人の数)」の計算式で求められ、相続税の課税価格から控除することができ

る。預貯金や有価証券、不動産などの相続財産の価格から、債務や葬儀費用などを差し引いたものをいう。一次相続と二次相続を比べると、法定相続人の数が1人分少なくなるため、基礎控除額が600万円減少することになる。その分、税負担が増えるわけだ。

また、別居している子どもが相続する場合には、さらに厳しい条件がある(図表)。例えば両親と別居して持ち家で暮らす子どもの場合、二次相続では小規模宅地等の特例を使えないので、相続税負担が増えるというわけだ。

②特定居住用宅地等の小規模宅地等の特例  
 小規模宅地等の特例とは、相続開始の直前において、被相続人や生計が同じ親族の居住の用に供していた宅地等を、330㎡まで80%評価減できるというものである(特定居住用宅地等の場合)。実は被相続人が居住していた宅地等を「配偶者が相続する」場合には、無条件で居住用宅地等の評価額を80%減額することができる。

以上見てきたように、税負担が減るからと一次相続で配偶者に資産を集めると、二次相続で特例が使えず多額の相続税がかかる場合があるのだ。

これを防ぐには、二次相続でかかる相続税を考慮して、一次相続時に配偶者だけでなく子どもにも遺産分割を進めることがポイントとなる。

金融機関の担当者として、二次相続まで見据えた対策をアドバイスすることでお客様



の信頼を得ることができる。

## ②解説

### 八木正宣

(税理士法人SBL代表社員 税理士)

## 二次相続は税負担が増えやすいだけに 早い段階で将来を見据えた相続対策を



### 【最】

初の相続で夫婦のうちどちらかが亡くなり配偶者と子どもが遺産を相続した後、残された配偶者が亡くなったときに起こる2度目の相続のことを「二次相続」という(これに対し最初の相続を一次相続と呼ぶ)。

例えば、両親と子ども2人の4人家族の場合、父の死亡により母と子どもが父の遺産を相続するのが「一次相続」、その後母が死亡し、母の遺産を子ども2人が相続するときに「二次相続」となるわけだ。

一次相続と二次相続の大きな違いは、相続人の構成にある。通常、一次相続の相続人

は「配偶者と子ども」、二次相続の相続人は「子ども」となる。

相続税の基礎控除や保険の非課税枠が縮小

では、なぜマンガのように二次相続で相続税のトラブルが生じるのだろうか。

それは、相続税の計算において一次相続のときに認められていた「配偶者の税額軽減の特例」「小規模宅地等の特例」が適用できなくなり、相続税の基礎控除や死亡保険金等の非課税枠が縮減されることなどが影響している。以下、具体的にポイントを見ていこう。

①配偶者の税額軽減の特例  
 二次相続で税負担が増える最大の要因が、この特例が使えないことである。配偶者の税額軽減の特例とは、残された配偶者の生活保障や同一世代間の資産移転について配慮した規定で、「配偶者の法定相続分」か「1億6000万円」のいずれかの大きい金額まで、配偶者の相続税を免除するというものだ。

仮に被相続人の遺産額が1億6000万円である場合、配偶者がすべて相続すれば相続税はかからなくなる。しかし配偶者が相続人にならない二次相続では使うことができ

ない。その結果、子どもたちの相続税負担が増えることになる。

②特定居住用宅地等の小規模宅地等の特例  
 小規模宅地等の特例とは、相続開始の直前において、被相続人や生計が同じ親族の居住の用に供していた宅地等を、330㎡まで80%評価減



特集

両親が不在となる「二次相続」を見据えたアドバイス

配偶者に資産を集めるか否かでどう変わる!?

税額計算&解説 八木正宣 (税理士法人SBL・代表社員・税理士)

一覧表で比較

# 二次相続も含めた

# 相続税額の違いを理解しよう

## 前提条件

## パターン 1 一次相続で配偶者に資産を集めたケース

## パターン 2 一次相続で法定相続分どおり遺産分割したケース

## パターン1と2の相続税の差額

- 家族は夫婦と子ども2人。子ども2人はそれぞれ独立して持ち家で生活
- 一次相続で夫が死亡、二次相続で妻が死亡
- 資産の中に土地がある。その評価額は一次相続では小規模宅地等の特例で1000万円、二次相続では特例が適用できず5000万円の評価
- 妻に個々の財産はないものとする



遺産	一次相続の相続税	二次相続時の遺産	二次相続の相続税	支払相続税の合計
4,000	0	8,000	470	470
5,000	0	9,000	620	620
6,000	0	10,000	770	770
7,000	0	11,000	960	960
8,000	0	12,000	1,160	1,160
9,000	0	13,000	1,360	1,360
10,000	0	14,000	1,560	1,560
15,000	0	19,000	3,040	3,040
20,000	540	24,000	4,540	5,080
25,000	1,429	29,000	6,520	7,949
30,000	2,669	34,000	8,520	11,189
50,000	6,555	54,000	17,010	23,565
70,000	10,870	74,000	26,500	37,370
100,000	17,810	104,000	41,500	59,310

遺産	一次相続の相続税	二次相続時の遺産	二次相続の相続税	支払相続税の合計
4,000	0	6,000	180	180
5,000	10	6,500	245	255
6,000	60	7,000	320	380
7,000	113	7,500	395	508
8,000	175	8,000	470	645
9,000	240	8,500	545	785
10,000	315	9,000	620	935
15,000	748	11,500	1,060	1,808
20,000	1,350	14,000	1,560	2,910
25,000	1,985	16,500	2,290	4,275
30,000	2,860	19,000	3,040	5,900
50,000	6,555	29,000	6,520	13,075
70,000	10,870	39,000	10,520	21,390
100,000	17,810	54,000	17,010	34,820

差額
290
365
390
452
515
575
625
1,232
2,170
3,674
5,289
10,490
15,980
24,490

(注) 単位は万円。2021年3月末時点の制度・税率で計算。各ケースの相続税は、対象者全員の合計額。相次相続控除(前回の相続で相続税を納めた場合、次の相続が10年以内に発生したとき相続税が減免される制度)は考慮しないものとする

加えて、一次相続時よりも相続税の基礎控除が600万円減少していることから、一次相続と二次相続のトータルで見ると税金が多額になることが分かる。

**母の遺産は大きく減少**

一方の②のケースでは一次相続時に子どもも遺産を相続するため、遺産5000万円のところから相続税が発生する。ただし、二次相続では母の遺産が大きく減少しているため、①よりも相続税を大幅に減らすことが可能だ。遺産4000万円でも一次相続と二次相続トータルの相続税の差額は290万円に達する。

以上のように、相続対策を行うなら一次相続と二次相続のトータルの相続税を意識しながら遺産分割を検討すべきだ。金融機関の担当者は二次相続を見据えた相続対策をアドバイスしたい。

さらに一次相続で最大限メリットを受けたツケが、二次相続時に回ってくる。二次相続における相続税の課税対象は、一次相続で取得した父の全遺産で、かつ小規模宅地等の特例が適用されないことから、一次相続時よりも財産評価額が4000万円増えてしまう。

**本** 稿では、「①一次相続で配偶者に資産を集めたケース」と、「②一次相続で法定相続分どおり遺産分割したケース」とで、トータルの相続税額にどの程度差がつくのかをまとめた。

①では、配偶者の税額軽減の特例により1億6000万円まで相続税額が免除される。ただし、遺産額が配偶者の税額軽減の特例の限度額である1億6000万円を超えてくると、妻が遺産すべてを取得しても、相続税が発生することになる。